



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年7月24日火曜日 第1881号

### ◇ 目次 ◇

自衛官の募集.....	827
自衛官の採用試験.....	827
行政書士法による行政処分についての公開の聴聞.....	828
指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）.....	828
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	828
保安林の指定.....	829
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	829
道路の区域変更（一般国道197号）.....	830
道路の供用開始（ " " ）.....	830
開発行為に関する工事の完了.....	830

### 監査公表

監査結果に基づく措置の公表（2件）.....	830
南宇和病院、西条地区工業用水道管理事務所、今治病院、今治地区工業用水道管理事務所、銅山川発電所、三島病院、新居浜病院、松山発電工水管理事務所、中央病院、公営企業管理局総務課、発電工水課、県立病院課.....	833

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1281号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成19年7月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 男子（平成19年度3・4月採用分）  
平成19年8月1日（水）から  
9月7日（金）まで
- 女子（平成19年度3・4月採用分）  
平成19年8月1日（水）から  
9月7日（金）まで

#### ○愛媛県告示第1282号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成19年7月24日

愛媛県知事 加戸守行

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成19年9月17日(月)	新居浜市繁本町8番65号	新居浜市民文化センター	新居浜市、西条市及び四国中央市
	今治市別宮町一丁目4番1号	今治市民会館	今治市及び越智郡
	松山市文京町4番地2	松山大学	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市東大洲270番地1	大洲市総合福祉センター	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
	宇和島市曙町1番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
(女子) 平成19年9月24日(月) 9月25日(火) いずれか1日	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1283号

行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり行政書士に対する公開による聴聞を行う。

平成19年 7月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 期日

平成19年 7月30日（月）午後 1 時30分

2 場所

松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県庁第二別館 4 階労働委員会会議室

3 被聴聞者

(1) 住所

今治市鐘場町二丁目 1 番36号

(2) 氏名

高田義之

○愛媛県告示第1284号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年 7月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3814000125	特定非営利活動法人ハートinハートなんぐん市場	南宇和郡愛南町御荘平山943番地	梶 田 修 二	就労継続支援 A 型	エコテリアなんぐん市場	南宇和郡愛南町城辺甲2934	平成19年 4月16日

○愛媛県告示第1285号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年 7月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810100101	株式会社エイジングウエル	松山市日の出町10番80号	山 本 淳	生活介護	自立支援サービスセンターアユラ	松山市日の出町10番80号	平成19年 4月1日
3810100101	株式会社エイジングウエル	松山市日の出町10番80号	山 本 淳	就労移行支援（一般型）	自立支援サービスセンターアユラ	松山市日の出町10番80号	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1286号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 7月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
A コープハトマート北条	松山市北条辻445番3他	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社エコープえひめ 午前10時から午後9時まで 有限会社ヤマイチ 午前10時から午後9時まで	午前7時から午後11時まで	平成19年 7月31日	平成19年 7月2日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時から午後10時まで	午前6時30分から午後11時30分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後9時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工行政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1287号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年 7月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林の所在場所

松山市饒乙51の2、乙51の3、乙53から乙56まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

饒乙51の2・乙51の3・乙53・乙56（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

松山市熊田乙144、乙146から乙148まで、乙149の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

熊田乙144・乙146・乙149の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

宇和島市遊子976の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1288号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年 7月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

（松山地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市津和地68番地 玉井 芳 満	松山市津和地741番地 川 口 政 夫	松山市津和地333番地 金 子 光 雄	中 島 三 和	中島三和漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成19年 7月24日から同年 8月 7日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

松山地方局管内の加入区	松山地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第1289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年7月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	197号	西宇和郡伊方町名取3231番地先から 同町二名津1621番地先まで	旧	メートル 10.8~118.0 4.9~61.0	キロメートル 1.273 1.820	
			新	10.6~140.0	1.221	

○愛媛県告示第1290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年7月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	西宇和郡伊方町名取3231番地先から 同町二名津1621番地先まで	平成19年7月25日 12:00

○愛媛県告示第1291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年7月24日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建（開）第22号 平成19年7月6日	東温市志津川字玉分甲1198番1	東温市志津川1528番地 渡部勝信

監査公表

○公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年7月24日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 岡田 志 朗  
同 田中 多 佳子

監査対象機関	監査年月日
今治地方局総務県民部	平成18年7月18日
今治地方局建設部	平成18年7月20日

宇和島地方局総務県民部	平成18年7月26日
宇和島地方局建設部	平成18年7月28日
西条地方局総務県民部	平成18年8月22日、 平成18年8月23日
松山地方局総務県民部	平成18年9月5日
松山地方局健康福祉環境部	"
松山地方局産業経済部	平成18年9月5日、 平成18年9月6日
松山地方局建設部	平成18年9月6日

（監査の結果）

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	97,297,755	379,641,605	476,939,360	
16年度	105,194,915	678,830,859	784,025,774	
差引増減	7,897,160	299,189,254	307,086,414	

（今治地方局総務県民部）

2 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	70,646,770	160,243,405	230,890,175	
16年度	74,285,864	164,310,499	238,596,363	
差引増減	3,639,094	4,067,094	7,706,188	

（宇和島地方局総務県民部）

3 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	255,360,893	395,333,605	650,694,498	
16年度	180,988,515	487,609,897	668,598,412	
差引増減	74,372,378	92,276,292	17,903,914	

（西条地方局総務県民部）

4 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	672,243,508	2,209,613,375	2,881,856,883	
16年度	670,144,173	2,492,822,201	3,162,966,374	
差引増減	2,099,335	283,208,826	281,109,491	

（松山地方局総務県民部）

5 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	490,133	3,363,383	3,853,516	
16年度	570,998	3,006,485	3,577,483	
差引増減	80,865	356,898	276,033	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	170,684	1,546,235	1,716,919	
16年度	223,222	1,486,951	1,710,173	
差引増減	52,538	59,284	6,746	

（松山地方局健康福祉環境部）

6 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
13年度	3,965,000	
計	3,965,000	

（松山地方局産業経済部）

7 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
12年度	508,950	
計	508,950	

（宇和島地方局建設部）

8 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	1,531,000	749,800	2,280,800	
16年度	1,563,600	370,800	1,934,400	
差引増減	32,600	379,000	346,400	

（今治地方局建設部）

9 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	1,117,000	82,600	1,199,600	
16年度	727,800	152,100	879,900	
差引増減	389,200	69,500	319,700	

（宇和島地方局建設部）

10 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	15,973,000	41,329,680	57,302,680	
16年度	17,702,900	44,640,120	62,343,020	
差引増減	1,729,900	3,310,440	5,040,340	

（松山地方局建設部）

（措置の内容）

1 今治地方局総務県民部

平成18年度課税分については、大量かつ広範な事案である自動車税納税を通じて適正な納税意識の涵養を図るため、5月に「自動車税納期内納付キャンペーン」を実施し、夜間・出張収納窓口等を開設するなど、納税機会の拡大と納税者の利便性の向上に努めるとともに、街頭啓発やラジオ放送を活用した効果的な広報活動を展開したが、個人所得の伸び悩みや雇用情勢の回復の遅れ等の影響を受け、出納閉鎖時の未収金は105,517,423円となっており、前年度に比べて8,219,668円増加した。

滞納繰越額の縮減については、滞納整理実施計画を策定して計画的

な滞納整理に努めるとともに、早期の財産調査や差押の着手、自動車タイヤロックを実施するなど、厳格かつ積極的に滞納処分を進めた。

このうち12月の「年末滞納クリーンアップ月間」には、夜間収納窓口を開設するとともに、夜間催告や滞納者全員への差押予告書の一斉送付を実施するなど、集中的、計画的に滞納整理を行った。

その結果、平成18年度に繰り越した未収金 476,939,360円が平成19年3月31日現在で 366,865,847円に減少した。

今後とも、引き続き広報活動の充実等により県民の納税意識の高揚を図り、納期限内の収入確保に努めるとともに、差押等の滞納処分を積極的に実施し滞納繰越額の縮減に努めたい。

## 2 宇和島地方局総務県民部

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進、局独自催告などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成18年度に繰り越した未収金 230,890,175円が平成19年3月31日現在で 126,446,360円に減少した。

平成18年度課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン（街頭啓発活動、出張収納窓口の開設等）や、口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めた結果、出納閉鎖時の未収金は60,404,769円となっており、前年度に比べて10,242,001円減少した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越額の縮減に努めたい。

## 3 西条地方局総務県民部

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、夜間の滞納整理、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成18年度に繰り越した未収金 650,694,498円が平成19年3月31日現在で 449,658,629円に減少した。

平成18年度課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン（街頭啓発活動、出張収納窓口の開設等）や、口座振替の推進、納税貯蓄組合の育成指導、広報等による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めた結果、出納閉鎖時の未収金は 200,931,713円となっており、前年度に比べて54,429,180円減少した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越額の縮減に努めたい。

## 4 松山地方局総務県民部

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理特別対策月間として「年末滞納クリーンアップ月間」等を設定し、一斉文書催告、電話催告等を行う一方、自動車のタイヤロックによる差押をはじめ、給与・預貯金・生命保険等の積極的な差押、さらにインターネットを利用した公売等の換価処分を実施するなど滞納整理に努力した結果、松山地方局管内において、平成18年度に繰り越した未収金 2,881,856,883円が平成19年3月31日現在で 1,704,799,660円に減少した。

平成18年度課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン（街頭啓発活動、出張収納窓口の開設等）や、口座振替の推進、広報等による啓発などにより納期内自主納税に努めた結果、出納閉鎖時の未収金は 549,201,664円となっており、前年度に比べて 123,041,844円減少した。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越額の縮減に努めたい。

## 5 松山地方局健康福祉環境部

母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時において、母子自立支援員と連携して、制度の説明と適正な償還計画の指導、貸付決定時における連帯保証人

への貸付決定通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勤めるなど納期限内の収入確保に努めるとともに、納付がなかった者に対しては、督促状の発送、借主若しくは連帯保証人への電話や訪問による督促を行うなど償還指導に努めた。

しかしながら、借主の疾病等により、生活に困窮し償還できない者が多く、平成18年度末時点の償還未済額は 5,676,957円となった。

なお、前年度からの滞納繰越額 5,570,435円に対し、償還額 397,490円（償還率 7.1%）となっており、滞納者18名中1名が完済、6名から一部納入を得ることができた。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

## 6 松山地方局産業経済部

A社の違約金については、平成15年2月7日、同社が破産宣告を受けたため、平成15年2月25日に「債権届出書」を松山地方裁判所に提出した。

その後、破産者の資産（油圧ショベル4台）を占有する別の債権者と破産管財人との間で、資産の所有権をめぐる係争となり、2審で当該債権者が破産管財人側に 250万円を支払うことで平成19年3月に和解した。

この結果、破産管財人から配当措置が行われる予定であるが、破産管財人報酬、国税への配当等が優先されるため、当該違約金債権への配当は少額であると予想される。（配当可能時期は平成19年秋以降の見込み。）

今後とも、破産管財人から情報を得ながら債権回収に努めたい。

## 7 宇和島地方局建設部

当該違約金については、債務者が多額の負債を抱えて倒産し、破産手続費用の調達も困難として、休眠会社の取扱いがなされていたが、平成14年12月3日法務局の職権による解散の措置が執られた。

督促等を行うも、当該解散法人に係る財産は皆無の状況であるため徴収不能のまま消滅時効が完成し、かつ、債務者（代表清算人）が平成19年3月9日時効の援用をしたため、愛媛県会計規則第33条第1項第2号の規定に基づき、平成19年3月12日、不納欠損処分を行った。

## 8 今治地方局建設部

県営住宅貸付料については、平成17年度末時点で 2,280,800円（27名）の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、987,900円（21名）の納付があったが、18年度新たに 2,350,200円が未収となったことから、平成18年度末現在の収入未済額は 3,643,100円となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

## 9 宇和島地方局建設部

県営住宅貸付料については、平成17年度末時点で 1,199,600円（8名）の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、683,400円（8名）の納付があったが、18年度新たに 1,095,400円が未収となったことから、平成18年度末現在の収入未済額は 1,611,600円となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

## 10 松山地方局建設部

県営住宅貸付料については、平成17年度末時点で57,302,680円（409名）の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、13,874,100円（209名）が納付され、また 542,000円（6名）を不納欠損処分したが、18年度新たに17,771,700円が未収となったことから、平成18年度末現在の収入未済額は60,658,280円となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

○公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年 7月24日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 岡田 志 朗  
同 田中 多 佳子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
建 築 住 宅 課	平成18年10月20日

（監査の結果）

住宅貸付損害金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
17年度	3,441,012	18,088,257	21,529,269	
16年度	3,990,305	14,567,798	18,558,103	
差引増減	549,293	3,520,459	2,971,166	

（措置の内容）

平成17年度末時点における住宅貸付損害金（49名21,529,269円、併せて滞納している住宅貸付料25,480,280円）の滞納者に対しては、住宅貸付料滞納分とともに催告通知、訪問指導等を行い、未収金の回収に努めた。

平成18年度においては、住宅貸付料については1名35,100円の納入があったが、住宅貸付損害金の回収には至っていない。また、新たに住宅貸付損害金の未収が9名3,172,493円発生（同債務者が滞納している住宅貸付料2,717,100円）したことから、収入未済額は平成18年度末現在で住宅貸付損害金24,701,762円（併せて滞納している住宅貸付料28,162,280円）となった。

今後とも地方局と連携しながら収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額（円）		
	住宅貸付損害金	住宅貸付損害金請求者に係る住宅貸付料	計
平成18年度末現在	24,701,762	28,162,280	52,864,042
平成17年度末現在	21,529,269	25,480,280	47,009,549
差 引 増 減	3,172,493	2,682,000	5,854,493

○公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年 7月24日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光  
同 白石 友 一  
同 岡田 志 朗  
同 田中 多 佳子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 宇 和 病 院	平成19年 5月28日

西条地区工業用水道管理事務所	平成19年 6月11日
今 治 病 院	"
今治地区工業用水道管理事務所	"
銅 山 川 発 電 所	"
三 島 病 院	"
新 居 浜 病 院	"
松山発電工水管理事務所	平成19年 6月14日
中 央 病 院	"
公 営 企 業 管 理 局	"
総 務 課	"
発 電 工 水 課	"
県 立 病 院 課	"

（監査の結果）

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

(1) 営業未収金（納期到来分）については、早期回収により一層の努力が望まれる。

（平成19年 3月31日現在 単位：円）

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)
西条地区工業用水道給水料金	4,905,098	571,724	5,476,822
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	6,518,276	571,724	7,090,000

(2) 営業外未収金（納期到来分）については、早期回収に一層の努力が望まれる。

（平成19年 3月31日現在 単位：円）

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)
西条地区工業用水道超過料金	224,064	0	224,064
西条地区工業用水道壬生川幹線工事負担金	1,214,621	174,231	1,388,852
計	1,438,685	174,231	1,612,916

(3) 当年度は1億4,614万円の純利益を計上しているものの、平成19年度以降は、建設仮勘定に整理されている未稼働資産の本勘定振替に伴う減価償却費等の費用計上額の増加や、多額の企業債の償還などが経営を圧迫するものと予想される。

このため、今治地区及び西条地区工業用水道事業の今後の事業運営に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

① 今治地区工業用水道事業について

地元タオル業界の景況不振を背景に、18年度の給水率は42.01%と依然として低水準で、受水企業の契約給水量の増加を期待することは困難な状況にあると考えられることから、今治市及び関係機関とも協議の上、未利用水の活用方策を含めた経営の見直しに取り組むこと。

② 西条地区工業用水道事業について

18年度末の契約給水量は日量55,530m<sup>3</sup>と、前年度に比べて日量3,150m<sup>3</sup>増加しているが、計画給水量に対しては24.25%の低水準にとどまっており、19年度以降、未稼働資産の本勘定振替に伴う減価償却費等の費用計上額の増加により、次年度は6億円程度の赤字となることが予想される上に、企業債等多額の未償還金があることから、資金面で厳しい状況に陥ることも懸念されているため、今後とも売水や経費節減などに一層努めるとともに、経営

基盤の安定化に資するため、抜本的な改善方策が図られること。

2 土地造成事業

土地造成事業会計は、平成19年度から工業用水道事業の附帯事業とされたところであるが、今後も引き続き、土地造成事業に係る経営状態の的確な把握に努め、未処分地27万㎡余の早期売却等を進めることが望まれる。

3 病院事業

(1) 個人医業未収金（納期到来分）については、早期回収により一層の努力が望まれる。

（平成19年 3月31日現在 単位：円）

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	135,134,568	89,488,729	224,623,297
今治病院	41,927,985	15,522,043	57,450,028
三島病院	18,723,470	8,003,786	26,727,256
南宇和病院	24,318,930	9,981,763	34,300,693
新居浜病院	29,200,993	21,505,156	50,706,149
計	249,305,946	144,501,477	393,807,423

(2) 医業外未収金（納期到来分）については、早期回収により一層の努力が望まれる。

（平成19年 3月31日現在 単位：円）

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	784,142	365,937	1,150,079

(3) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金については、県立病院課において適切に債権管理を行うとともに、早期回収に向けて努力が望まれる。

（平成19年 3月31日現在 単位：円）

区 分	未収金（円）	備 考
個人医業未収金	7,460,855	
医業外未収金	902,672	
計	8,363,527	

(4) 経営成績は、元持田町医師公舎敷地の売却等に係る5億5,428万円の特別利益の発生により、前年度の純損失21億1,935万円から、純利益3,429万円に転じたが、特別利益を除いた経常損益では、5億1,999万円の損失を計上し、前年度の経常利益600万円から赤字に転じており、企業債を含む多額の借入金も残り、財政状態は一層厳しくなっている。

なお、北宇和病院廃止に伴う特別損失の計上などにより、前年度末で237億6,391万円に達していた累積欠損金は、平成18年12月県議会において、資本剰余金59億4,802万円を取崩し補てんすることが認められたため、18年度末には177億8,159万円と大幅に減少しているが、依然として多額であることから、引き続き、縮減に向けた取組が必要である。

このため、医師の確保による患者数の増大等に努めるとともに、費用の抑制・縮減を図り、経営健全化はもとより、事務処理の適正化等についても全職員が総力を結集することが望まれる。